

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(最終改正 令和7年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第10条第2項及び第3項に規定する「現場代理人の常駐義務の緩和」に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(工事現場に常駐を要しない期間)

第2条 約款第10条第2項中の「工事現場に常駐し」とは、当該工事の作業期間中特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。

2 約款第10条第3項について、少なくとも次の各号のいずれかに該当する場合には、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼任を認める対象工事)

第3条 次に掲げる条件をすべて満たす工事は、合計2件までの工事の現場代理人を兼任することができるものとする。ただし、工事の内容及び特殊性、安全管理上等の理由により兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、兼任を認めない。

- (1) 発注者が、本市(上下水道局、交通局、公営競技局を含む。以下「本市」という。)のほか、国及び地方公共団体、本市が指定する団体(別表)であること。
なお、発注者が本市以外の場合は、当該発注者の承認がある場合に限る。
- (2) 工事現場がいずれも市内及び本市に隣接する市町村の区域内であること。
- (3) 兼任する工事のいずれも請負金額が4,500万円未満(建築一式工事は9,000万円未満)であること。

(兼任を認める条件)

第4条 前条に定める工事において、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 必ずいずれかの工事現場に常駐していること。

(兼任を認める対象工事の明示の手続き)

第5条 第3条の兼任を認める対象工事を適用する場合には、次の手続きを経て入札公告又は指名通知書に対象工事であることを記載すること。

- (1) 設計担当課は、工事の内容及び特殊性、安全管理上等を考慮し、工事監督課と十分協議したうえで、兼任を認めることが適当であるかどうかを判断する。当該判断を踏まえて、起工担当課は、起工伺の特記事項欄に現場代理人の兼任対象工事であるか否かを明記し、契約担当課へ提出する。
- (2) 契約担当課は、提出された起工伺の特記事項欄を確認し、現場代理人の兼任対象工事である場合、兼任を認める対象工事であることを入札公告又は指名通知書に記載するための手続きを行う。

(兼任の手続き)

第6条 現場代理人の兼任を希望する場合は、次のとおり手続きを行うこと。

- (1) 2つの現場とともに本市発注工事の場合
 - ア 受注者は、先行工事の監督課に、「現場代理人の兼任届(兼承認書)」及び他の現場の「工事請負契約書の写し」を提出する。
 - イ 受注者は、先行工事の工事の監督課の承認を得たうえで、もう一方の現場の監督課に「現場代理人等通知書」及び「現場代理人の兼任届(兼承認書)」の写しを提出する。
なお、同時期に落札した2つの新規工事の兼任を希望する場合は、2つの現場それぞれの監督課に上記アとイの手続きを行う。
- (2) 本市発注工事と本市以外の発注者の現場において現場代理人を兼任しようとする場合受注者は、監督課に、「現場代理人の兼任届(兼承認書)」及び他の現場の契約内容と配置が明らかになる書類(「CORINSの登録の写し」等)及び本市発注工事との兼任を承認していることがわかる書類(「工事打合簿の写し」、現場代理人の兼任を認めることが記載された「他発注機関の入札公告」等)を提出する。
- (3) 工事監督課は、承認にあたって、適正な審査及び受注者との調整を十分に行うこと。
- (4) 手続きは、契約締結の日から7日以内に行うこと。

附則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月15日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。ただし、現在施工中の工事については、条件等に該当していれば施行期日以前でも適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 第3条(1)

本市が指定する団体
福岡北九州高速道路公社
北九州市住宅供給公社
公益財団法人アジア成長研究所
公益財団法人北九州国際交流協会
公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム
公益財団法人北九州市芸術文化振興財団
公益財団法人北九州国際技術協力協会
公益財団法人北九州市環境整備協会
公益財団法人北九州観光コンベンション協会
公益財団法人北九州産業学術推進機構
公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会
公益財団法人北九州市学校給食協会
株式会社北九州輸入促進センター
皿倉登山鉄道株式会社
北九州貨物鉄道施設保有株式会社
北九州高速鉄道株式会社
ひびき灘開発株式会社
北九州埠頭株式会社
北九州エアターミナル株式会社
株式会社北九州ウォーターサービス
社会福祉法人北九州市福祉事業団
公立大学法人北九州市立大学
地方独立行政法人北九州市立病院機構